

# 島田市立小中学校普通教室空調機器導入事業

## 公募型プロポーザル実施要領

平成30年10月

島田市教育委員会

## 1 趣旨

本実施要領は、「島田市立小中学校普通教室空調機器導入事業」（以下「本事業」という。）の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するため必要な事項を定めたものです。

## 2 業務概要

### (1) 事業名

島田市立小中学校普通教室空調機器導入事業

### (2) 目的

本事業は、島田市立小中学校における学校教育環境向上の一環として、小中学校 24 校を対象に、普通教室に空調機器を整備することにより、児童生徒に望ましい学習環境を提供することを目的とします。また、事業実施にあたり、民間事業者を活用することで、本事業を効率的かつ効果的に実施することで、ランニングコストを含む本市の財政負担を最小かつ平準化しつつ、短期間で空調機器導入を実施するものです。

### (3) 事業方式

本事業の事業方式は、メンテナンス付リース方式とします。

### (4) 事業期間

#### ア 準備期間

本事業の準備期間は、市と事業者の間で締結する事業契約の締結日（平成 30 年 12 月 3 日）の翌日から、平成 31 年 6 月 30 日までとします。

#### イ 賃貸借期間

本事業の賃貸借期間は、平成 31 年 7 月 1 日（予定）から平成 44 年 6 月 30 日（予定）までの 156 カ月とします。

### (5) 業務内容

本事業にて選定事業者が実施する業務内容は、以下のとおりとします。

#### ア 設計業務

#### イ 施工業務

#### ウ 維持管理業務

#### エ 所有権移転業務

### (6) 予算規模（上限金額）

総額 863,550 千円以内（消費税額及び地方消費税額を含む）

小学校 590,850 千円以内（消費税額及び地方消費税額を含む）

中学校 272,700 千円以内（消費税額及び地方消費税額を含む）

※予定金額の上限を超える場合は失格となります。

小学校・中学校別についても同様です。

## 3 参加資格

本事業の提案に参加する事業者は公募開始日から契約日までにおいて、次の要件を全て満たす者としてします。

(1) 平成 29・30 年度島田市入札参加資格者として登録され、かつ区分を「物品等（役務）」で、業種名を「特殊機器、設備の保守管理・賃貸」、細目業種を「電気設備」及び「その他」にて登録があること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(3)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生の手続き又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生の手続きの申立てがなされていないこと。

(4)島田市入札参加制限等措置要綱(平成19年島田市告示第159号)に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。

(5)島田市暴力団排除条例(平成24年島田市条例第31号)に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。

#### 4 全体スケジュール

(1)公募開始	平成30年10月17日(水)
(2)質疑受付期間	平成30年10月18日(木) ～平成30年11月2日(金) 正午
(3)現地見学会申込受付期間	平成30年10月18日(木) ～平成30年10月23日(火)
(4)現地見学会	平成30年10月30日(火) ～平成30年11月1日(木)
(5)質疑回答	平成30年11月5日(月)
(6)参加意思表明書、業務提案書受付期間	平成30年11月5日(月) ～平成30年11月13日(火)正午
(7)参加資格審査結果通知	平成30年11月15日(木)
(8)プロポーザル審査会	平成30年11月20日(火)
(9)プロポーザル審査結果通知	平成30年11月21日(水)
(10)契約締結	平成30年11月22日(木)

#### 5 実施要領等の配布(様式、資料)

(1)実施要領、特記仕様書(案)

(2)基本設計書(配置図、平面図、受電容量状況一覧、電気設備結線図)

※基本設計書の配布を希望する事業者は、10月23日(火)正午までに「12 担当窓口」に記載のあるEメールアドレスに電子メールを送付してください。基本設計書の配布は電子メール等にて行います。

(3)質問書(様式1)

(4)現地見学会参加申込書(様式2)

(5)参加意思表明書(様式3)

(6)業務提案書一式(様式4-1～様式4-8)

(7)辞退届(様式5)

#### 6 現地見学会の開催

本事業に応募しようとする民間事業者を対象に、現地見学会を実施します。

現地見学会の手続き及び留意事項等の詳細は本実施要領の「13 現地見学会について」を確認してください。

#### 7 質疑回答

本実施要領等、特記仕様書等の内容に不明な点がある場合は、質問書(様式2)を提出して

ください。

(1) 受付期間

平成 30 年 10 月 18 日(木)～平成 30 年 11 月 2 日(金) 正午まで

(2) 質疑事項提出先、提出方法

「12 担当窓口」に記載のあるメールアドレスに電子メールにより提出してください。また、提出先に電話で到達確認をしてください。(誤送信等により未着の場合には質疑回答を行いませんので、ご注意ください。)

(3) 回答日

平成 30 年 11 月 5 日(月)

(4) 回答方法

質疑に対する回答は、質問書を提出した者(以下「質問者」とする。)に対し、電子メールにて回答します。併せてホームページ上においても公表します。

## 8 参加書類の提出について

(1) 提出書類

次に掲げるア～オの書類を持参又は郵送にて提出してください。

ア 参加意思表明書(様式 3)

イ 業務提案書(様式 4-1～様式 4-8)

業務提案書は様式集に基づいて作成すること。また、様式ごとにインデックスをつけること。

(ア) 業務提案書は、1 部ずつファイルに綴じること(ファイルの表紙及び背表紙に正本又は副本の別を記載するとともに、副本については部ごとに整理番号をつけること。また、会社名は記載しないこと)

(イ) 使用する文字の大きさは 10 ポイント以上とする。

(ウ) カラー刷り、写真・絵・図・表等の挿入は可とする。

(エ) 提出後の記載内容の変更及び差し替えは不可とする。

(オ) 日本語で作成した上、ページ番号を付する。

(2) 提出部数

	正本	副本	計
参加意思表明書	1 部		1 部
業務提案書	1 部	6 部	7 部

副本は複写可とする。

(3) 受付期間

平成 30 年 11 月 5 日(月)～平成 30 年 11 月 13 日(火) 正午まで(必着)

※郵送による場合は、必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

※持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日等の市役所閉庁日を除く 9 時から 16 時まで。

(4) 提出先

「12 担当窓口」の通り

(5) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類は返却しません。また、参加者に無断で本事業の選定以外に使用しません。

イ 提出された書類は、プロポーザル審査のために複製をすることがあります。

また市が必要と認めた場合は提出書類の内容を無償で使用できるものとします。

ウ 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工法等を使用することにより生ずる責任は、原則としてプロポーザル参加者が負います。

エ 契約事業者は提案書の内容を確実に履行してください。契約事業者の責により提案書の内容を履行できない場合は発注者と協議し同等の対応を行ってください。なお、提案書の履行状況が悪質と認められる場合は契約を解除し損害賠償の請求を行うことがあります。

オ 提案書の提出は、1者につき1案とします。

#### (6) 法令等の遵守

提案にあたっては、事前に参加者の責任において関係法令等を確認してください。

なお、契約後、業務実施時における法令適合のリスクは、選定事業者に属することとします。

#### (7) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格になります。

ア 提出方法、提出場所、提出期限に適合しないもの。

イ 記載すべき事項の全部が記載されていないもの。

ウ 虚偽の内容が記載されているもの。

エ 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの。

オ 参加資格を満たさないことが判明したとき。

カ 予定金額の上限額をこえるとき（総額、小学校・中学校別も同様）。

キ 参加意思表明書の提出期間以後、業者の選定の日までの手続期間中に指名停止となったとき。

ク その他、業務提案書等の提出に際して不正な行為があったとき又はこの募集要領に定める手続きによらなかったとき。

#### (8) 辞退の方法

参加書類を提出した後に辞退するときは、辞退届（様式6）を郵送又は持参により提出してください。この場合において、参加の辞退は撤回することができません。

## 9 審査及び審査項目

### (1) プロポーザル審査委員会

契約候補者の選定は、島田市立小中学校普通教室空調機器導入事業に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」とする。）において行います。

### (2) 参加資格者（第一次審査）

事務局は、提出された業務提案書を確認し、参加資格要件を有しているか審査します。

### (3) 書類・プレゼンテーション審査（第二次審査）

参加資格審査を通過した参加者は、書類・プレゼンテーション審査を行います。

実施概要は以下のとおりとします。

項目	内容
実施予定日	平成 30 年 11 月 20 日(火)
実施場所	島田市役所内会議室（島田市中心中央町 1 番の 1）
実施方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 1 者につき 30 分（説明 10 分以内、質疑 10 分程度）</li><li>・ 説明は事前に提出された書類を用いて行うとし、資料の内容に係る修正は認めません。</li><li>・ 参加者は 3 名以内とし、説明員は受注した場合の予想される統括責任者とします。</li><li>・ プロジェクター、スクリーン、パソコンは当市で用意します。パワーポイントを使用される場合は、データを USB でご持参ください。パソコン OS は Windows 7、パワーポイントのバージョンは 2013 です。</li></ul> ※日時、場所については参加資格審査を通過した参加者に個別に通知します。

### (4) 審査及び選定

審査委員会は、提出された業務提案書、及びそれに関する質疑内容等について別表「審査基準表」に基づき評価を行い、最も評価点の高かった者を最優秀提案者として選定します。

プレゼンテーションは提出された業務提案書等に基づき行うものとし、追加提案や追加資料の提出は認めません。

### (5) 契約候補者の選定

書類・プレゼンテーション審査に進んだ応募者が 1 者であった場合には、技術評価の点数が満点の 60%以上であれば、当該応募者を最優秀提案者として選定します。

### (6) 結果の公表

参加資格審査、書類・プレゼンテーション審査とも審査結果を決定後速やかに文書で通知します。また、本プロポーザル完了後に、最優秀提案者及び次点者のみホームページ上にて審査結果を公表します。なお、選考の理由、結果に対する問い合わせ、異議等については一切応じません。

## 10 契約手続きについて

最優秀提案者と業務内容について協議して最優秀提案を踏まえた仕様書を作成し、協議が整った後、速やかに契約を締結します。なお、最優秀提案者と協議が整わない場合は、次順位の提案者と同様の協議を行うことがあります。

## 11 その他

### (1) 費用負担について

提出書類等の作成及び書類・プレゼンテーション審査に際して必要となる費用は業務提案書等の提出者の負担とします。

### (2) 参加辞退について

プロポーザル参加を辞退した場合、審査結果通知前までに辞退した場合であっても、これを理由として今後不利益な取り扱いをすることはありません。

## 12 担当窓口

部署名 島田市教育委員会教育総務課

担 当 施設係

住 所 〒427-0042

静岡県島田市中央町5番の1

電 話 0547-36-7953 (直通)

電子メール [kyouikusoumu@city.shimada.lg.jp](mailto:kyouikusoumu@city.shimada.lg.jp)

### 13 現地見学会について

#### (1) 対象学校

市内小中学校

#### (2) 実施要領

##### ア 日程

平成30年10月30日(火)、10月31日(水)、11月1日(木) (予定)

※10月30日、10月31日は2班に分かれて見学していただくことになります。

##### イ 見学方法

- (ア) 市が指定した対象学校及び日時しか現地見学はできません。
- (イ) 現地見学はプロポーザル参加グループごと実施してください。
- (ウ) 校舎周り、校庭など屋外は自由に見学できますが、校舎内は市職員が同行します。
- (エ) 1校目の対象校は午前9時(11月1日は9時30分)に玄関前に集合してください。
- (オ) 2校目以降の対象校は、指定した時間に玄関前に集合してください。
- (カ) 車で来校する場合、市職員が指定する場所に駐車してください。
- (キ) 車は1参加グループにつき2台(各班1台)までとしてください。

##### ウ 見学対象

空調機器を設置する対象教室の一部、廊下、校舎外周り、分電盤、受変電設備等を見学対象とします。

#### (3) 現地見学会の申込

ア 現地見学会参加申込書(様式2)により、電子メール(ファイル添付)にて申込みを行ってください。提出先は「12 担当窓口」に記載のあるメールアドレスとしてください。また提出先に電話で到達確認をしてください。

(誤送信等により未着の場合は、現地見学会に参加できませんので、ご注意ください。)

イ 申込みはプロポーザル参加グループごとに代表者が行ってください。

ウ 申込期間は平成30年10月18日(木)～10月23日(火)午後4時までとします。

エ 参加者は8名以内としてください。

オ 現地見学の詳細な日時等は平成30年10月24日(水)までに電子メールにてご連絡します。

#### (4) 留意事項

ア 学校敷地内は全面禁煙になります。

イ 学校教育活動等に支障のないよう留意してください。

ウ 資料、上履き等、見学に必要なものは各自用意してください。

エ カメラ等による撮影は可能ですが、児童生徒が特定されないようにしてください。

オ 現地見学時には、本事業に関する質問への回答はできませんのでご了承ください。



別表「審査基準表」

大項目	中項目	小項目	評価基準	評価	配点	様式
技術 評価 ※1	事業者 の状況	類似事業の 実績	過去5年以内に空調設備（官公庁発注）のリース による導入実績を有しており、十分な実施能力が あるか。	5	10	4-2
				0	0	
		企業の健全 性	①事業を継続する上で、財務状況は健全か。 ②加入する保険など、リスクに対する対応方法に ついて具体的な提案をしているか。	5	10	4-2
				4	8	
				3	6	
	2			4		
	1			2		
	0	0				
	業務の実施 体制	① 事業者、設計者、施工者、維持管理者、その他 業務管理者の役割、責任及び関係について、適 切な体制図を提示しているか。 ②市及び学校との連絡について、適切なフロー及 び方法を提案しているか。	5	10	4-3	
			4	8		
			3	6		
			2	4		
			1	2		
	0	0				
	協力会社の 施工能力	過去5年以内に空調設備（官公庁発注）の導入実 績を有しており、十分な実施能力があるか。	5	5	4-4	
			0	0		
	業務計 画内容	設計・施工 業務の実施 方針	①早期の空調設備工事完了のための具体的なスケ ジュールを提案しているか。 ②長期休暇、土日の活用、児童生徒の学習に 支障、影響の出ない検討をしているのか。 ③児童生徒に対する安全管理について、適切 な提案をしているか。	5	15	4-5
				4	12	
				3	9	
				2	6	
1				3		
0	0					
維持管理業 務の実施方 針	①故障時、迅速に対応し、安定的に空調設備が使用 できる緊急体制を提案しているか。 ②設備の保全計画について、適切な提案をしてい るか。 ③事業者から市への空調機器の所有権移転時に、 できる限り健全性を担保した状態での引き渡し をする提案をしているのか。	5	10	4-6		
		4	8			
		3	6			
		2	4			
		1	2			
0	0					
地域 活性化	市内業者の 活用	市内業者をどのように活用するか。	5	20	4-7	
			4	16		
			3	12		
			2	8		
			1	4		
0	0					
価格 評価	価格	見積金額		20	20	4-8